

改正

令和4年12月16日鋸南町条例第14号

鋸南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、鋸南町が設置する公の施設（以下「施設」という。）の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 町長又は教育委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 施設の名称及び概要
- (2) 申請資格
- (3) 申請受付期間（次条において「申請期間」という。）
- (4) 選定の基準
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務の範囲及び具体的内容
- (7) 利用料金に関する事項
- (8) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (9) その他町長等が別に定める事項

(指定の申請)

第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に町長等に提出しなければならない。

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 管理業務の計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他町長等が別に定める書類

(選定方法等)

第4条 町長等は、前条の規定に基づく申請書等の提出があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他町長等が別に定める事項

(公募によらない選定)

第5条 町長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定による公募によらず、指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 当該施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき。
- (2) 公募に対し、申請する団体がないとき。
- (3) 申請した団体の中に指定管理者として適当な団体がないと認めるとき。
- (4) 指定管理者に選定された団体を指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。
- (5) 指定管理者の指定を受けた団体が、協定を締結しないとき。

2 前項の規定により選定された指定管理者の候補者は、町長等に第3条に規定する申請書（添付書類を含む。）を提出しなければならない。

3 町長等は、第1項の規定により指定管理者を選定しようとするときは、前条に規定する選定基準によるものとする。

(選定結果の通知)

第6条 町長等は、前2条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申請者に通知するものとする。

(指定管理者の指定及び公表)

第7条 町長等は、第4条又は第5条の規定により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 町長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、町長等と施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 町が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第12条において同じ。）の保護に関する事項
- (8) その他町長等が別に定める事項
(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況並びに利用拒否等の件数及びその理由
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他町長等が別に定める事項
(業務報告の聴取等)

第10条 町長等は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 町長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき

事由により当該指定管理者による管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 第7条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(個人情報の取扱い)

第12条 指定管理者は、施設を管理するに当たって知り得た個人情報（以下この条において「保有個人情報」という。）を取り扱う場合については、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、保有個人情報の適切な管理のため、第8条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は管理する施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(原状回復義務)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第11条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第14条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設の当該施設又は設備を破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長等は、特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(鋸南町情報公開条例の一部改正)

2 鋸南町情報公開条例（平成13年鋸南町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の情報公開)

第8条の2 指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する文書であって自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

2 実施機関は前項の公の施設に関する文書であって実施機関が保有していないものに関し、閲覧、写しの交付等の申出があったときは、当該指定管理者に対し、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

3 前2項の文書の範囲その他これらの規定による文書の公開又は提出に関し必要な事項については、実施機関が定める。

（鋸南町個人情報保護条例の一部改正）

3 鋸南町個人情報保護条例（平成17年鋸南町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

第10条の2 実施機関は、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者という。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせるときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、安全確保の措置を講じなければならない。

3 指定管理者の公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

附 則（令和4年12月16日鋸南町条例第14号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（鋸南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 この条例の施行の際現に指定管理者である者若しくはその管理する施設の業務に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理者であった者若しくはその管理する施設の業務に従事していた者に係る前条の規定による改正前の鋸南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第12条第2項の規定による義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。